

令和2年第5回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和2年11月26日 開会

}

令和2年11月26日 閉会

吉田町議会

令和2年第5回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月26日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第91号～議案第95号の一括上程、説明	2
○報告第9号～報告第11号の報告	6
○議案第91号の質疑、討論、採決	9
○議案第92号の質疑、討論、採決	11
○議案第93号の質疑、討論、採決	12
○議案第94号の質疑、討論、採決	12
○議案第95号の質疑、討論、採決	13
○町長挨拶	13
○議長挨拶	14
○閉会の宣告	14

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 本日ここに令和2年第5回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、12月定例会を前にして、お忙しい日々を送っておられると思いますが、そのような時期に臨時会を招集いたしまして、本当に心苦しく思っております。どうぞ、御寛恕賜りますよう、よろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

本日、山口一博議員から欠席の申出が口頭により出ております。これを許可しております。

ただいまの出席議員数は12名であります。ただいまから令和2年第5回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、1 番、福世義己君、2 番、楠元由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第 9 1 号～議案第 9 5 号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第 35 条の規定により、日程第 3、第 91 号議案から日程第 7、第 95 号議案までの 5 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和 2 年第 5 回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、条例の一部改正について 3 件、財産の取得について 1 件、人事案件 1 件の合計 5 件でございます。また、この 5 議案のほかに 3 件の報告事項がございます。

それでは、各議案及び各報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

第 91 号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を 0.05 月分引き下げることとしておりますことから、当町におきましても国家公務員に準じ、一般職の期末手当について年間支給月数を 0.05 月分引き下げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 92 号議案は、特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を 0.05 月分引き下げることとしておりますことから、当

町におきましても、国家公務員に準じ、特別職の期末手当について職員と同様に年間支給月数を0.05月分引き下げの内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第93号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとしており、また、特別職の国家公務員においても期末手当の改定が行われ、支給月数が0.05月分引き下げられますことから、当町におきましても、特別職の国家公務員に準じ、議会議員の期末手当につきまして同様に年間支給月数を0.05月分引き下げの内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第94号議案は、令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得（その2）についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、学習者用コンピュータを一般競争入札により契約金額6,133万6,000円で、株式会社オカムラ榛南営業所所長川嶋規文と売買契約を締結し取得することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第95号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育委員会委員であります北澤雅恵委員が本年12月14日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町神戸の北澤雅恵氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上が上程をいたします5議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第91号議案、第92号議案、第93号議案及び第95号議案の計4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第91号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料ナンバー1を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、本年10月の人事院勧告に基づきまして、民間給与との格差を解消するため、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げることとする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を4条立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

まず、第1条の吉田町職員の給与に関する条例、いわゆる給与条例の改正規定でございますが、第15条の5第2項及び第3項に規定されております一般職員の期末手当の支給率を「100分の130」から「100分の125」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定でございますが、給与条例第15条の5第2項及び第3項に規定されております一般職員の期末手当の支給率を「100分の125」から「100分の127.5」に改めるものでございます。

続きまして、第3条の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、いわゆる任期付職員条例の改正規定でございますが、第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改めるものでございます。

続きまして、第4条の改正規定でございますが、任期付職員条例第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、第92号議案 特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の3ページ、4ページ及び参考資料ナンバー2を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の期末手当について年間の支給率を0.05月分引き下げることとしましたので、一般職の職員の支給率を準用する特別職の期末手当につきましても年間の支給率を0.05月分引き下げることとし、全体を2条立てにしまして、それぞれ施行日の異なる条例改正を行うものでございます。

まず、第1条の改正規定でございますが、特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例第2条第2項中に規定されております期末手当の支給率につきまして、「100分の225」を「100分の220」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定でございますが、第2条第2項中に規定されております期末手当の支給率につきまして、「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、第93号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の5ページ、6ページ及び参考資料ナンバー3を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、国では一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、期末手当の支給率を0.05月引き下げておりますことから、当該支給率を準用しております当町の議会議員の期末手当につきましても、年間支給率を0.05月分引き下げることとし、全体を2条立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

まず、第1条の改正規定につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項中に規定されております期末手当の支給率につきまして、「100分の170」を「100分の165」に改めるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定につきましては、第4条第2項中に規定されております期末手当の支給率につきましては、「100分の165」を「100分の167.5」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、第95号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の9ページ及び参考資料ナンバー5を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町教育委員会委員であります北澤雅恵委員が本年12月14日をもって任期満了となりますことから、引き続き北澤雅恵氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

北澤氏の住所は吉田町神戸1473番地の8、氏名は北澤雅恵、生年月日は昭和56年2月3日、現在39歳でございます。北澤氏は平成25年度に吉田町立自彊小学校PTA副会長、榛原地区PTA連合会母親代表、平成26年度には自彊小学校PTA参与を歴任されております。

また、平成28年12月15日からは吉田町教育委員会委員として御活躍され、子供を持つ保護者としての見地から町の教育行政を担っていただいております。これらの経験や識見をお持ちの北澤氏は、現在、町が取り組んでいる教育改革、吉田町教育元気物語、TCPトリビンス・プランを推進していく上で適任の人材であると確信しております。

以上、総務課からの4議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、学校教育課長お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

〔学校教育課長 八木邦広君登壇〕

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

本議会に上程いたします第94号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得（その2）について御説明いたします。

議案書の7ページ、8ページと参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する品名は学習者用コンピュータ、契約の方法は一般競争入札による契約、契約の金額は6,133万6,000円、契約の相手方は静岡県榛原郡吉田町神戸2008番地の10、株式会社オカムラ榛南営業所所長川嶋規文と契約をしようとするものでございます。

参考資料ナンバー4の1ページは、入札結果表でございます。

令和2年11月9日月曜日午後1時30分から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、当該学習者用コンピュータ購入の制限付一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社オカムラ榛南営業所が金額5,576万円で落札しましたので、落札価格に100分10を加えた金額6,133万6,000円で11月13日に仮契約を締結しております。

参考資料ナンバー４の２ページは、学習者用コンピュータの概要書でございます。

事業名は、令和２年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータ購入（その２）です。

事業目的は、国が進めるGIGAスクール構想のうち、児童・生徒１人１台端末の整備を実現するため、町内小・中学校に学習者用コンピュータを整備し、学校のICT環境の充実を図るものでございます。

事業内容は、学習者用コンピュータを整備するもので、令和３年３月２５日までに住吉小学校へ２６３台、中央小学校へ３７３台、自彊小学校へ２６１台、吉田中学校へ５０９台の合計１,４０６台を納入することとしているものでございます。

以上が第９４号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

◎報告第９号～報告第１１号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第８、法令に基づく報告を行います。

第９号報告 専決処分事項の報告について（令和２年度防潮堤整備工事（その２）請負契約の変更について）、第１０号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第１１号報告 専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約について）の３件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和２年第５回吉田町議会臨時会における報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回の報告事項は３件でございます。

それでは、概要につきまして御説明申し上げます。

第９号報告は、専決処分事項の報告について（令和２年度防潮堤整備工事（その２）請負契約の変更について）でございます。

本報告は、本年６月に議会の議決をいただきました令和２年度防潮堤整備工事（その２）請負契約につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定による変更契約の締結を専決処分しましたので、同法同条第２項の規定により御報告するものでございます。

第１０号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

本報告は、和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することにつきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分をいたしましたので、同法同条第２項の規定により御報告するものでございます。

第１１号報告は、専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組規約の一部を変更する規約について）でございます。

本報告は、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により御報告するものでございます。

以上が報告事項3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

初めに、建設課長をお願いします。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第9号報告 専決処分事項の報告について（令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の変更について）でございます。

議案書10ページから12ページを御覧ください。

本報告は地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法第2項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

議案書12ページを御覧ください。

令和2年6月15日の議決を経て契約しました令和2年度防潮堤整備工事（その2）について、工事内容の一部変更に伴い設計変更により請負金額を変更する必要性が生じたため、別紙のとおり令和2年11月11日に専決処分したものでございます。

同じく12ページの2の契約方法の変更後は、一般競争入札による契約及び随意契約でございます。

3の契約の金額は、変更前契約金額が1億5,829万円、変更後契約金額が1億5,936万3,600円、増工107万3,600円でございます。当初契約金額の100分の10の金額範囲内の契約変更を締結したものでございます。

4の契約の相手は、静岡県榛原郡吉田町住吉1964番地の1、たむら建設株式会社代表取締役田村久枝でございます。

参考資料ナンバー6を御覧ください。

工事内容の主な変更理由は、防じん対策溝の増工及び交通管理溝の増工でございます。本工事は、国・県・町や民間工事による建設発生土を有効利用して防潮堤を整備するものであり、当初、土砂受入れを令和2年12月11日までと設定をしておりましたが、関係工事の進捗状況の変化や土砂運搬車両の不足などを受け、土砂搬出に遅れが生じ、受入期間を令和3年1月30日まで延長し、これに必要となる防じん対策と交通管理を増工したものでございます。

以上、建設課から報告事項の説明でございます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、総務課長をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、2件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第10号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の13ページから15ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本報告は地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る2報告でございます。

議案書の14ページを御覧ください。

1事案目は、本年11月6日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年7月30日午後吉田町川尻地内において、職員が草刈り機で除草作業をしていたところ、小石が飛び、隣接する町道大幡堤4号線を走行中の乗用車の助手席側のドアを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は5万3,561円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額でございますが、5万3,561円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償保障保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

なお、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対策といたしましては、従前から実施しております作業員に対する研修、作業時の安全点検、作業状況の確認については引き続き実施するとともに、交通量の多い現場につきましては、作業時に飛び石防護板を持つ作業員を配置すること、また、現場によっては手作業で鎌の刈取りを行うなどして、事故防止に努めてまいります。

続きまして、2事案目でございます。

議案書の15ページを御覧ください。

こちらは、本年11月12日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年10月13日午後6時4分頃、吉田町神戸地内の町道富士見東名線を相手方車両が走行中に道路の陥没に落輪し、前輪のタイヤを破損したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は3万5,700円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額でございますが、3万5,700円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償保障保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

なお、今回の道路陥没による事故を受けての今後の対策といたしましては、従前から実施している道路パトロールの強化により、事象の早期発見につなげ、応急や仮復旧など現場の手当を素早く行うことで事故防止に努めてまいります。

続きまして、第 11 号報告は、専決処分事項の報告について（静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について）でございます。

議案書の 16 ページから 18 ページまで及び参考資料ナンバー 7 を御覧ください。

本報告は地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分した事項につきまして、同法同条第 2 項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である相寿園管理組合が令和 3 年 3 月 31 日付をもって解散することに伴いまして、同組合から脱退すること及び同組合規約の一部を変更しようとするについてでございます。

規約変更の内容でございますが、同組合規約の別表第 1 及び別表第 2 中「相寿園管理組合」を削るものでございます。

施行日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上が総務課からの報告事項 2 件の御説明でございます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第 2 会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9 時 3 3 分

再開 午前 10 時 0 7 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 12 名です。

◎議案第 9 1 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 3、第 91 号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありますか。

12 番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

第91号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の意見を申し上げたいと思います。

本年10月の人事院勧告による、その際の人事院総裁の談話ですが、困難な業務であっても誇りをもって真摯に取り組んでいる公務員各位に対し心から敬意を表すると言いながら、特別給の引下げが行われました。

人事院勧告制度は、労働基本権の代償措置として全国の公務員及び公共部門職員の生活に大きな影響を与えています。国、地方公務員の労働組合は、政府人事院に対しコロナや自然災害の対応を初め、国民の命と暮らしを守るために昼夜を分かたず奮闘している公務職員の労苦に報いる賃金改善を要求しております。加えて、コロナの影響で悪化する日本経済の立て直しを図るためにも、全ての労働者の賃上げで内需拡大をと求めております。

日本の経済は昨年10月の消費税増税の影響で深刻な不況に陥り、そのさなかに新型コロナウイルス感染症が拡大をし、生活悪化に拍車がかかっています。こうした状況下では、民間の賃下げが強まり、経済がしぼんでいくという負のスパイラルに陥ってしまう危険があります。期末手当の引下げは、職員の奮闘に水を浴びせるということになりはしないか、そのためのモチベーションの低下ということにつながりはないか、そう危惧をいたします。

菅首相は、国会の所信表明で新型コロナウイルス対策と経済再生の両立を掲げておりますが、こうした情勢認識であれば、積極的な賃金改善こそ実行すべき政策ではないでしょうか。民間調査による民間格差の比較ではなく、コロナ禍における公務の役割を反映した給与体系であるべきと私は考えます。本条例の改正に反対する意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

7番、蒔田昌代君。

〔7番 蒔田昌代君登壇〕

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

私は、第91号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

職員の給与は、人事委員会を持たない当町においては国家公務員の給与制度に準ずる人事院勧告に従うものであるとなっております。これは、客観的な立場で給与が定められるものと考えます。

本議案は、本年10月の人事院勧告におけるもので、人事院総裁の談話に、今回の勧告では特別給、ボーナスについて民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45月分の引下げをすることとしましたと書いてあります。また、人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置として、情勢適用の原則に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものでありますとも書いてありました。民間の支給割合と均衡を図るための引下げで、民間の支給状況を踏ま

え、期末手当の支給月数に反映するものとなっています。ここ何年かは、この支給は増えて、増加をしております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中で、日本国内は経済的に大変な打撃を受けております。調査による民間格差の比較ではなく、これは日本経済の回復に向けて共に進んでいくためのものであると考えてもよいのではないかと思います。また、情勢適用の原則という言葉もありますように、今後これに対し人事院勧告も様々な見解があり、改正等、据置き等、様々なまた考えがあり、問題を出していくと思いますが、現在、今条例に対して、何ら問題はないと私は考えております。

以上、私の賛成の意見とします。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第92号議案 特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第93号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第94号議案 令和2年度公立学校情報機器整備事業吉田町立小中学校学習者用コンピュータの取得（その2）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第95号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和2年第5回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には御苦労さまでございました。

また来週、議員の皆様の元気な顔に接することを期待しております。どうぞよろしくお祈りします。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） これで、令和2年第5回吉田町議会臨時会を閉会といたします。
御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時18分